

なら健康長寿基本計画推進戦略会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年八月四日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第十号

なら健康長寿基本計画推進戦略会議規則の一部を改正する規則

なら健康長寿基本計画推進戦略会議規則（平成二十五年十月奈良県規則第十五号）の
一部を次のように改正する。

第二条第一項中「会長及び」を削る。

第四条第一項を次のように改める。

戦略会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。

第五条に次の一項を加える。

4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。